

## 【特別会計】

### 国民健康保険特別会計

医療制度改革関連法（平成18年6月成立）を受けて、平成20年度からの国民健康保険制度は、従来の内容から大きく変わる。後期高齢者医療制度の開始や退職者医療制度の廃止、前期高齢者医療制度による新たな財政調整の仕組みの創設、乳幼児の自己負担割合の軽減措置拡大等、今般の改正は保険財政の仕組みにも大きな影響を及ぼすものとなっている。

現在、国民健康保険に加入する被保険者は約1万9千人であるが、ここから5千人が後期高齢者医療に移行する。賦課基準については、現在、医療分と介護分であるが、ここに後期高齢者支援金分が新たな賦課基準として加わることとなる。退職者医療が廃止され、65歳から74歳までの前期高齢者医療においては、各保険者の加入者数に応じて財源調整する仕組みになり、加えて70歳以上の自己負担割合が変更される。乳幼児の自己負担割合の軽減措置については、これまでの対象者3歳未満から就学前までに拡大される。

また、生活習慣病の予防を目的とした特定健診・特定保健指導の実施が保険者に義務付けられ、保険者として疾病予防対策をより一層推し進めることになった。

#### 【課税限度額及び税率等の改正】

##### ○ 医療給付費分

税率を引下げ1世帯当り年間6,800円の軽減を行う。ただし、被保険者間の負担均衡を図るため、所得割を1.5%引き下げ、均等割と平等割をそれぞれ2,000円引き上げる。

また、課税限度額については、法定限度額よりも2万円低い45万円に改める。

##### ○ 介護納付金分

現行の赤字解消のため、所得割を0.5%、均等割を200円、平等割を400円引き上げる。課税限度額については、現行の8万円を9万円に引き上げる。

##### ○ 後期高齢者支援金等

後期高齢者支援分等にかかる被保険者の負担額は約2億円であるが、制度改正による新たな負担であるため、約5千万円の黒字財源を投入し負担の軽減を図る。これにより、所得割1.8%、均等割3,800円、平等割4,000円とする。

#### 国民健康保険税の税率及び課税限度額

賦課の区分		平成19年度	平成20年度
医療給付費分	所得割	1.1%	9.5%
	均等割（1人当り）	26,000円	28,000円
	平等割（1世帯当り）	28,000円	30,000円
	課税限度額	530,000円	450,000円
介護納付金分	所得割	2%	2.5%
	均等割（1人当り）	5,000円	5,200円
	平等割（1世帯当り）	5,400円	5,800円
	課税限度額	80,000円	90,000円
後期高齢者支援金等	所得割	—	1.8%
	均等割（1人当り）	—	3,800円
	平等割（1世帯当り）	—	4,000円
	課税限度額	—	120,000円

## 【平成 20 年度の事業運営】

### ○医療費について

国は診療報酬全体で 0.82%の引下げを行うこととしているが、高齢化の進む状況で医療費全体の伸びを約 3.8%と予想していることから、当市の予算においても 4%の伸びと予想して予算計上した。

### ○国民健康保険税について

平成 20 年 3 月末見込みでの所得・人員・世帯の状況をもとに試算し、収納率を現年一般分を 87.5%、現年退職分を 98.0%として積算した。

### ○保健事業の強化

従前からの継続事業として、各種がん検診・短期人間ドック・脳ドックに対する助成、高齢者に対するインフルエンザ予防接種費用助成等を実施するほか、新規事業として特定健康診査・特定保健指導を実施する。これは、平成 20 年度から医療保険者に対し、40 歳以上の被保険者・被扶養者を対象とする内蔵脂肪型肥満（メタボリックシンドローム）に着目した健診及び保健指導の実施が義務付けられたものであり、この事業の実施により医療費の抑制につながることが期待される。

なお、この事業には 2 名の保健師を配置し、実施体制の強化を図ることとした。

## 平均被保険者数の推移

(単位：人)

区 分	平成 17 年度 (決算)	平成 18 年度 (決算)	平成 19 年度 (当初予算)	平成 20 年度 (当初予算)
一般分	8,052	7,946	8,053	12,600
退職分	5,034	5,453	5,937	1,750
老人分	5,964	5,830	5,538	—
合 計	19,050	19,229	19,528	14,350

## 学校給食事業特別会計

市内の小中学校、登別明日中等教育学校前期課程及び保育所に、安全で栄養基準を満たした給食を提供する。

なお、給食費については、平成13年4月1日に改定以来これまで据え置いてきたが、急激な原油価格の高騰などにより、このままでは適切な食材の調達が困難なため、給食費を改定する。

### 事業の概要

対 象		人員(人)	月額(円)	年額(円)	1食当たり(円)	回数(日)
小学校児童(8校)		2,627	3,650	43,800	—	185
中学校生徒(5校)		1,432	4,370	52,440	—	
登別明日中等教育学校 前期課程生徒		160	4,370	52,440	—	
保育所園児(4園)		312	—	—	100	実施日
試 食 会	小学校	—	—	—	236	随時
	中学校	—	—	—	283	

その他：給食用カップ(大)(4,500個)を購入する。

## 公共下水道事業特別会計

本市の公共下水道事業は、昭和56年度に着手して以来、厳しい財政事情の中、効率的・経済的に事業の推進に努めてきた。平成19年度末の整備面積は1,041.8ha、普及率は約90.3%となる見込であり、平成20年度は登別東町3、4丁目のそれぞれ一部の整備を行う予定である。

若山浄化センターは、平成2年の供用開始から17年を経過しており、老朽化した設備機器の改築更新のため実施設計を行う。

平成16年度から開始した個別排水処理施設整備事業は、対象地域を公共下水道により処理を行う予定地域を除く市内全域としており、平成20年度は浄化槽20基の設置を予定している。

また、公共下水道事業特別会計の市債(元金)残高は、下水道整備の進捗とともに膨らんでいる。これにより市債の償還などにあてる公債費が増加し、下水道事業の運営の大きな負担となることが予想されることから、後年度の財政負担の軽減を図るため、高利率で借り入れた市債について借り換えを行う。

### 公共下水道事業

#### ○管渠布設工事

登別東町3、4丁目のうち約41.4haの整備を行い、普及率は約92.6%を予定する。

汚水管渠 φ150~400m/m、L=7,770m

- 若山浄化センター改築更新  
老朽化した設備機器の更新を行う。
- 水洗化及び排水設備設置の普及促進  
水洗便所改造等融資あっせん制度  
水洗便所改造等補助金制度
- 個別排水処理施設整備事業  
公共下水道による整備区域以外の個別排水処理区域において、住民の要望に基づき市が浄化槽を設置し、維持管理を行う。  
平成20年度 20基設置予定

## 老人保健特別会計

平成20年4月から老人保健医療制度は廃止され、代わりに後期高齢者医療制度が始まる。老人保健特別会計は、3月診療分から2月診療分までを年度予算として計上していることから、平成20年度は平成20年3月診療報酬分（1か月分）を予算計上する。

- 老人保健一般医療費の歳出について

(単位：千円)

年 度	予算額
平成20年度	580,000

- 老人保健医療の受給対象者見込数

(単位：千円)

年 度	受給者数計	一般受給者(1割負担)	一定以上所得者(2割・3割負担)
平成20年度	6,303	6,103	200

- 老人保健医療費給付見込

(単位：千円)

年度	入 院		入院外		歯 科	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
平成20年度	767	316,850	8,265	129,150	612	13,680
年度	調 剤		その他		合 計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
平成20年度	5,203	70,520	793	49,800	15,640	580,000

- 1件当たりの医療費 37,084円

## 簡易水道事業特別会計

簡易水道事業については、平成 11 年度に「登別市簡易水道事業特別会計」を設置し運営している。

現在、簡易水道事業は、札内及び来馬地区等の地域へ安全な水道水を供給しており、平成 20 年度予算では、経常的な維持管理に加え、主な事業としては、札内浄水場の送水管の改良及びカルルス水源粗ろ過池の防水工事の事業費を計上した。

### 主な事業内容

区 分	事 業 実 施 内 容	
	口径 (mm)	事業内容
札内浄水場送水管外改良工事		
送水管改良	φ 150	15.0m
不断水バルブ設置	φ 150	5箇所
カルルス粗ろ過池防水工事	—	防水工 1式

## 介護保険特別会計

介護保険制度に対応するため設置された介護保険特別会計は、介護保険給付等事業と地域支援事業にかかる「保険事業勘定」となっている。

介護保険事業は、介護保険事業計画（3年ごとに策定）に基づき事業運営を進めることになっており、平成 18 年度からスタートした第 3 期介護保険事業計画では、新たなサービスとして地域密着型サービスや地域支援事業などが盛り込まれ、要介護状態の悪化を防ぐ予防重視のものとなっている。

### 【介護保険給付等事業】

- ・第 1 号被保険者数（各年度当初予算）

区分	20 年度	19 年度	18 年度
被保険者数	14,000 人	13,500 人	13,130 人

- ・介護保険料（第 1 号被保険者分）

区 分	金額	対象者数
特別徴収（現年分）	480,800 千円	11,900 人
普通徴収（現年分）	76,439 千円	2,100 人
普通徴収（滞納分）	2,932 千円	—
合 計	560,171 千円	14,000 人

・介護給付費内訳

区 分	給付額	平均受給者数
居宅介護（予防）サービス	1,168,223 千円	1,125 人
施設サービス	1,360,375 千円	393 人
審査支払手数料	3,000 千円	—
高額介護サービス	42,601 千円	—
合 計	2,574,199 千円	1,518 人

・介護認定審査会関係

区 分	委員数	年開催回数
介護認定審査会	24 人	96 回

・介護認定調査関係

区 分	主治医意見書作成件数	認定調査委託件数
介護認定調査	2,603 件	610 件

【地域支援事業】

地域支援事業は、要支援・要介護状態になる可能性のある高齢者を対象に要支援・要介護状態になることを防止するための事業や、要介護状態になった場合でもできるだけ住み慣れた地域で自立した日常生活を送ることができるよう支援するための事業で、介護予防事業、包括的支援事業、任意事業の3つの柱からなっている。

○介護予防事業

介護予防事業は、自立している高齢者が、介護や支援を必要とする状態にならないために実施する事業で、65歳以上の高齢者を対象に、全ての高齢者を対象にした「一般高齢者施策」と介護の必要はないが虚弱な高齢者を対象とした「特定高齢者施策」に分けて実施する。

<特定高齢者施策>

特定高齢者事業費

- ・通所型介護予防事業：かるやか教室～一般高齢者事業と同時開催（年78回）
- ・訪問型介護予防事業
- ・介護予防特定高齢者施策評価事業

特定高齢者把握事業費：生活機能評価（年2,000件）

<一般高齢者施策>

一般高齢者事業費

- ・介護予防普及啓発事業：かるやか教室～特定高齢者事業と同時開催（年78回）  
健康教室・健康相談
- ・地域介護予防活動支援事業：かるやか体操指導者養成教室（年6回）  
かるやか卒後教室（教室ごとに月1回）
- ・介護予防一般高齢者施策評価事業

○包括的支援事業

地域の介護支援を行う中枢機関として市内に3つの生活圏域を設け、各圏域に地域包

括支援センターを設置している。包括的支援事業は、地域包括支援センターが実施する事業で社会福祉士、保健師、主任ケアマネジャーを配置し、3職種が連携して、次の事業を行う。

- ・介護予防マネジメント事業  
新予防給付と介護予防事業のマネジメントを一体的に実施し、要介護状態となることの予防と要介護状態の悪化予防を図る。
- ・総合相談・支援事業  
高齢者の各種相談を幅広く受け、制度の垣根にとらわれない横断的・多目的支援を行う。
- ・権利擁護事業  
高齢者に対する虐待の防止や早期発見のための事業や、権利擁護のための事業を行う。
- ・包括的・継続的マネジメント事業  
地域のケアマネジャーへの個別指導、困難事例等への助言等、ケアマネジャーへの支援を行う。

#### ○任意事業

任意事業は、国が定めた事業以外の事業で、次の事業を行う。

- ・高齢者等介護用品給付事業  
市民税非課税世帯で、要介護4以上で在宅生活をしている高齢者に対し、介護用品の購入に要する経費を給付し経済的負担の軽減を図る。
- ・家族介護慰労事業  
市民税非課税世帯で、要介護4以上の在宅高齢者を介護し、1年間介護サービスを利用しなかった家族に対し、慰労金を支給し、経済的負担の軽減を図る。
- ・住宅改修理由書作成等助成事業  
介護保険法施行規則に基づき、居宅介護住宅改修費及び居宅支援住宅改修費の支給申請に係る理由書を作成した者に対し助成金を交付する。
- ・認知症サポーター養成講座  
認知症について正しい知識をもち、認知症の人や家族を応援し、誰でもが暮らしやすい地域を作るボランティアを養成する。
- ・キャラバン・メイト養成事業  
認知症サポーター養成講座の講師役となるキャラバン・メイトを養成する。

## カルルス温泉スキー場事業特別会計

観光振興及びウィンタースポーツの振興とカルルス地区の活性化を図る。

リフト3基

(第1ペアリフト 650m・第2ペアリフト 852m・第3ペアリフト 537m)

7コース(最長距離 2,000m)

○リフト利用見込人員 394,000人

○修学旅行受入見込人員 23校 5,600人

○行事 カルルス温泉冬まつり(3月第1日曜日)

## 後期高齢者医療特別会計

75歳以上の方などは、現在、国民健康保険や被用者保険などの医療保険制度に加入しながら、老人保健制度で医療を受けているが、平成20年4月からこれらを脱退し、新しく創設される「後期高齢者医療制度」で医療を受けることになる。

- (1) 対象者
  - 75歳以上の方
  - 65歳以上75歳未満で一定程度の障がいのある方
- (2) 制度施行時の被保険者数（制度移行予定者）
  - 北海道後期高齢者医療広域連合 631,927人
  - 登別市 6,682人
- (3) 保険料
  - 個人ごとに算定された保険料を一人ひとりが納付することになり、原則として年金から差し引いて納付される。
    - ・ 均等割 43,143円
    - ・ 所得割率 9.63%
    - ・ 賦課限度額 50万円
  - 北海道の平均保険料
    - ・ 73,876円
- (4) 被保険者の一部負担割合
  - 1割負担（現役並み所得者は3割負担）
- (5) 制度の運営財源
  - 公費 5割（国4/6、道1/6、市1/6）
  - 支援金 4割（国民健康保険、健康保険組合、共済組合など）
  - 保険料 1割（被保険者保険料）
- (6) 運営主体
  - 北海道後期高齢者医療広域連合（道内180市町村で構成）
    - ・ 被保険者の資格管理や保険証の発行
    - ・ 保険料の賦課決定など
  - 登別市
    - ・ 保険料の徴収
    - ・ 医療給付に関する申請や各種届出の受付などの窓口業務

## 【事業会計】

### 水道事業会計

水道事業は、地方公営企業法に基づき地方自治体が経営する企業（地方公営企業）であり、常に「企業の経済性」を発揮しながら、「公共の福祉を増進」するよう運営されなければならないことになっている。

また、事業に必要な経費は、皆さまからいただく水道料金収入でまかなうという「独立採算性」を原則に経営している。

平成20年度予算では、昨年度に引き続き水道水の安定供給を図るため、主な事業として、



国、道の道路改良事業に併せた老朽管の更新と新設及び公道内未布設箇所新設などの事業費を計上した。

主な事業内容

区 分	事業実施内容	
	口径 (mm)	事業内容
配水管改良事業	φ50～φ300	715m
配水管移設事業	φ50～φ200	250m
配水管布設事業	φ50～φ250	2,010m
水道メーター購入 (検満メーター)	φ13～φ50	2,991 個
水道メーター購入 (新設、修理、破損)	φ13～φ50	420 個
水道メーター取替 (検満メーター)	φ13～φ50	2,991 個